

リース契約開始前約款

第1条 (定義)

1. 申込書兼契約内容確認書(以下「申込確認書」という)に記載のお客様を「お客様」という。
2. 申込確認書に記載の販売者を「会社」という。
3. 以下の各号に定めるいずれかの商品のうち、申込確認書に記載の契約物件を「契約物件」という。
 - ①タッチパネル式営業支援システム
 - ②前号の他、会社が認める商品
 - ③前各号の付属品

第2条 (適用範囲)

本約款は、お客様が会社を介して契約物件に関するリース契約をリース会社に申込み、会社がお客様に契約物件を提供する業務及びこれに付随する業務に適用するものとする。

第3条 (審査)

お客様は、会社及びリース会社所定の審査により適当と判断された場合に限り、リース契約を利用できるものとする。

第4条 (納入・設置・移設)

1. 会社は、申込確認書に記載の設置場所(以下「設置場所」という)に契約物件を納入・設置するものとする。
2. お客様が、契約物件を設置場所以外に移設する場合には、事前に会社及びリース会社の承諾を得るものとし、会社又は会社の指定するサービス技術者の立ち会いのもと、お客様が自己の費用負担にて行うものとする。
3. 契約物件の移設によって、会社及び第三者に損害を及ぼした場合、お客様はその損害を賠償するものとする。
4. 会社は、納入・設置後といえども、お客様の責に帰すべき事由により会社に損害が生じる場合又はそのおそれがある場合には、お客様の同意を得ることなく契約物件を移設若しくは撤去する等の行為を行うことができるものとする。

第5条 (検査)

1. お客様は、会社が契約物件を納入・設置したときより7日以内(以下「検査期間」という)に契約物件の検査を行い、その合格又は不合格について会社に対し通知するものとし、検査合格をもって検査終了とする。
2. お客様が検査期間内に検査結果を会社に対し通知しなかったときは、検査に合格したものとみなすものとする。
3. 契約物件が本条第1項の検査に不合格であったときは、お客様と会社が協議により決定した合理的期間内に、会社は契約物件の修理又は交換を行うものとする。

第6条 (所有権の移転)

契約物件の所有権は、リース契約の手続が完了するまで会社が有するものとし、リース契約の手続完了後に会社からリース会社に移転するものとする。

第7条 (リース料金)

1. 契約物件のリース料金は申込確認書に記載の金額とし、お客様はリース契約の定めに従い、リース会社に対して支払うものとする。
2. リース料金の支払条件の変更は、お客様とリース会社との協議により定めるものとする。

第8条 (第三者委託)

会社は、会社の指定する第三者に、本約款に基づく契約物件の納入・設置の業務を委託することができるものとする。

第9条 (危険負担)

納入・設置前に契約物件の滅失又は毀損が生じた場合、お客様の責に帰すべき事由による場合を除き、会社が危険を負担するものとし、納入・設置後に生じた滅失又は毀損については、会社の責に帰すべき事由による場合を除き、お客様が危険を負担するものとする。

第10条 (瑕疵担保責任)

会社は、契約物件の隠れた瑕疵に関しては、その発生の時期に関わらず、一切の損害賠償責任を負わないものとする。

第11条 (修繕、保守)

お客様は、契約物件を善良なる管理者の注意をもって使用、管理するものとする。また、お客様の責任と負担で契約物件の点検整備を行うものとし、契約物件が損傷を受けたときは、その原因の如何を問わずお客様の責任と負担により修繕、修復を行うものとする。

第12条 (責任の制限)

会社は、契約物件の使用によりお客様又は第三者が被った直接的又は間接的な一切の損害(特別損害を含む)について責任を負わないものとする。

第13条 (不可抗力)

天災地変、戦争、暴動、内乱、法令等の改正、政府の行為その他の不可抗力により、会社が本約款に基づく債務の全部又は一部を履行できない場合であっても、会社はその責任を負わないものとする。

第14条 (利用目的)

お客様は、契約物件を自己の事業において継続的に利用するために本約款に基づく契約を締結していることを確認する。

第15条 (合意管轄)

本約款に関して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第16条 (信義誠実の原則)

本約款に規定なき事項及び本約款の解釈に疑義が生じた場合には、信義誠実を旨とし当事者協議の上解決するものとする。

以上

現金一括売買契約約款

第1条 (定義)

1. 申込書兼契約内容確認書(以下「申込確認書」という)に記載のお客様を「お客様」という。
2. 申込確認書に記載の販売者を「会社」という。
3. 以下の各号に定めるいずれかの商品のうち、申込確認書に記載の契約物件を「契約物件」という。
 - ①タッチパネル式営業支援システム
 - ②前号の他、会社が認める商品
 - ③前各号の付属品

第2条 (適用範囲)

本約款は、会社がお客様に契約物件を売り渡し、お客様が契約物件を買い受ける契約(以下「売買契約」という)及びこれに付随する業務に適用する。

第3条 (審査)

お客様は、会社所定の審査により適当と判断された場合に限り、契約物件を買い受けることができるものとする。

第4条 (売買)

会社は、契約物件をお客様に売り渡し、お客様はこれを買受けるものとする。

第5条 (納入・設置・移設)

1. お客様が第3条の審査に合格した場合、会社は、申込確認書に記載の設置場所(以下「設置場所」という)に契約物件を納入・設置するものとする。
2. お客様は、契約物件を設置場所以外に移設する場合には、事前に会社へ連絡するものとし、会社又は会社の指定するサービス技術者の立ち会いのもと、お客様が自己の費用負担にて行うものとする。
3. 会社は、納入・設置後といえども、お客様の責に帰すべき事由により会社に損害が生じる場合又はそのおそれがある場合には、お客様の同意を得ることなく契約物件を移設若しくは撤去する等の行為を行うことができるものとする。

第6条 (検査)

1. お客様は、会社が契約物件を納入・設置したときより7日以内(以下「検査期間」という)に契約物件の検査を行い、その合格又は不合格について会社に対し通知するものとし、検査合格をもって検査終了とする。
2. お客様が検査期間内に検査結果を会社に対し通知しなかったときは、検査に合格したものとみなすものとする。
3. 契約物件が本条第1項の検査に不合格であったときは、お客様と会社が協議により決定した合理的期間内に、会社は契約物件の修理又は交換を行うものとする。

第7条 (所有権の移転)

契約物件の所有権は、契約物件の代金全額がお客様から会社に対して支払われた時点をもって、会社からお客様に移転するものとする。

とする。

第8条 (契約物件の代金)

契約物件の代金は申込確認書に記載の金額とし、お客様は会社の指定する方法に従って契約物件代金を会社に対して支払うものとする。

第9条 (遅延損害金)

会社は、お客様が契約物件の代金の支払を遅延したときは、お客様に対し支払期日の翌日から完済に至るまで1年を365日とする年率14.6%の割合による遅延損害金を請求することができるものとする。

第10条 (第三者委託)

会社は、会社の指定する第三者に、本約款に基づく契約物件の納入・設置の業務を委託することができるものとする。

第11条 (危険負担)

納入・設置前に契約物件の滅失又は毀損が生じた場合、お客様の責に帰すべき事由による場合を除き、会社が危険を負担するものとし、納入・設置後に生じた滅失又は毀損については、会社の責に帰すべき事由による場合を除き、お客様が危険を負担するものとする。

第12条 (瑕疵担保責任)

会社は、契約物件の隠れた瑕疵に関しては、その発生の時期に関わらず、一切の損害賠償責任を負わないものとする。

第13条 (契約の解除)

会社は、お客様が本約款の条項に違反したとき又は契約物件の代金の支払を遅延したときは、何らの通知催告を要せず直ちに売買契約を解除し、会社が被った損害の賠償を請求できるものとする。

第14条 (修繕、保守)

お客様は、契約物件を善良なる管理者の注意をもって使用、管理するものとする。また、お客様の責任と負担で契約物件の点検整備を行うものとし、契約物件が損傷を受けたときは、その原因の如何を問わずお客様の責任と負担により修繕、修復を行うものとする。

第15条 (責任の制限)

会社は、契約物件の使用により、お客様又は第三者が被った直接的又は間接的な一切の損害(特別損害を含む)について責任を負わないものとする。

第16条 (不可抗力)

天災地変、戦争、暴動、内乱、法令等の改正、政府の行為その他の不可抗力により、会社が本約款に基づく債務の全部又は一部を履行できない場合であっても、会社は一切の責任を負わないものとする。

第17条 (利用目的)

お客様は、契約物件を自己の事業に継続的に利用するために本約款に基づく契約を締結していることを確認する。

第18条 (合意管轄)

本約款に関して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第19条 (信義誠実の原則)

本約款に規定なき事項及び本約款の解釈に疑義が生じた場合には、信義誠実を旨とし当事者協議の上解決するものとする。

以上

第6条 (所有権移転)

1. 旧物件が旧契約の定めによりお客様の所有に属する場合、旧物件の所有権は、契約物件の契約手続が完了した時点で、会社に移転するものとする。但し、お客様が会社に対して旧物件の撤去を依頼しないときは、この限りではないものとする。
2. 旧物件が旧契約の定めによりお客様の所有に属さない場合、会社は、お客様に代わって旧物件を所有権者に返還するものとする。この場合において、旧物件の所有権者の承諾が得られたときは、旧物件の所有権は会社に移転するものとする。

第7条 (撤去・廃棄)

1. 旧物件の撤去は、前条により旧物件の所有権が会社に移転した場合に行うものとする。
2. 前項の場合、会社は旧物件について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令に基づく廃棄の責務を負うものとする。

旧物件の処分等に関する契約約款**第1章【総則】****第1条 (定義)**

1. 申込書兼契約内容確認書（以下「申込確認書」という）に記載のお客様を「お客様」という。
2. 申込確認書に記載の販売者を「会社」という。
3. 申込確認書に記載の契約物件を「契約物件」という。
4. 旧物件一覧表に記載された物件を「旧物件」という。
5. 旧物件に関するリース契約、クレジット契約、売買契約及びその他の契約を「旧契約」という。
6. 旧契約に基づくリース残金、クレジット残金等、旧契約の解約に要する債務を「残債務」という。

第2条 (信義誠実の原則)

1. お客様は、旧物件がお客様に使用されているものであることを確認する。
2. 会社が、旧物件の撤去等又は残債務の処理等を行い、旧契約におけるリース会社、クレジット会社又は販売店等より旧物件の返還等何らかの要請があったときは、お客様の責任と負担においてこれを解決するものとする。
3. お客様は、本約款に基づき会社が行う処理について、会社に対して全面的に協力するものとする。

第3条 (約款内容の変更)

会社はお客様の承諾を得ることなく、本約款を変更することができるものとする。

第2章【旧物件の処分】**第4条 (適用範囲)**

本章の規定は、お客様の依頼により、会社がお客様に代わって旧契約の解約手続及び旧物件の撤去等を行う場合に適用されるものとする。

第5条 (解約手続)

会社は、お客様の委任状に基づき、お客様が締結している旧契約の解約手続を行うものとする。

第3章【旧物件の残債務処理】**第8条 (適用範囲)**

本章の規定は、お客様の依頼により、会社がお客様に代わって残債務を処理する場合に適用されるものとする。

第9条 (処分方法の委任)

お客様は、残債務の処理方法について会社に一任するものとする。

第10条 (残債務処理の費用負担)

お客様は、残債務の処理に必要な費用を負担するものとする。

第11条 (残債務処理後の残支払債務)

会社が残債務の処理を完了した後、お客様が旧契約に基づき何らかの債務をさらに負担していることが判明したときは、お客様が全額これを負担するものとする。

第4章【旧物件の移設】**第12条 (適用範囲)**

本章の規定は、お客様の依頼により、会社が旧物件を移設する場合に適用されるものとする。

第13条 (移設)

会社は、お客様の依頼により、旧物件を工事依頼書若しくは旧物件一覧表に記載の住所に移設するものとする。この場合において、お客様は、自己の責任をもって旧契約におけるリース会社、クレジット会社又は販売店等に対して連絡するものとする。

第14条 (移動設置時の責任負担)

旧物件の移設に際し、会社の故意又は過失に基づかない障害及び破損が発生した場合、会社はお客様に対して一切の責任を負わないものとする。

以上

ASPサービス利用規約

合であっても、一切責任を負わないものとする。

第1条 (定義)

1. 申込書兼申込内容確認書（以下「申込確認書」という）に記載のお客様を「お客様」という。
2. 申込確認書に記載の提供者を「提供者」という。
3. 本規約に基づき、提供者が利用期間を限定して、アプリケーション・サービス・プロバイダとしてお客様に提供する「ASPサービス」を「本サービス」という。
4. お客様が提供者から本サービスの提供を受けるために、お客様が設置するコンピュータ、電気通信設備、その他の機器及びソフトウェアを「契約者設備」という。
5. 提供者がお客様に対して本サービスを提供するために設置するコンピュータ、電気通信設備、その他の機器及びソフトウェアを「本サービス用設備」という。
6. 本サービスを利用するために、本規約に基づいてお客様と提供者の間で締結される契約を「利用契約」という。

第2条 (本規約の運用)

1. 本規約は、お客様が提供者と利用契約を締結し、お客様が本サービスを利用する場合に適用されるものとする。
2. お客様は、本規約の他、提供者が本サービスに関する利用条件を別途提示した場合、それらの利用条件に従って本サービスを利用するものとする。
3. 提供者は、お客様の承諾を得ることなく本規約を変更することができるものとする。その場合は、変更後の利用規約により本サービスを提供するものとする。

第3条 (利用契約)

1. お客様は、本規約に同意の上、提供者が別に定める手続きに従って本サービスの申込みを行い、提供者が申込みを承諾したときに本サービスの利用契約が成立するものとする。
2. 提供者は、利用申込みを承諾したときは、書面をもってお客様に通知するものとする。なお、提供者は、お客様が次のいずれかに該当するときは、利用申込みを承諾しないことができるものとする。
 - ①お客様が、虚偽の事実を申告したとき。
 - ②お客様が、本サービスを含む提供者の提供するサービスの料金の支払いを怠り又は怠るおそれがあるとき。
 - ③提供者の業務遂行上又は技術上著しい支障があるとき。
 - ④その他、提供者が不適当と判断したとき
3. お客様は、提供者の書面による事前の承諾なしに、本規約に基づいて本サービスを利用する権利を第三者に譲渡してはならないものとする。

第4条 (変更通知)

1. お客様は、その商号若しくは名称、本店所在地若しくは住所、連絡先その他お客様に関する事項に変更が生じたときは、提供者の定める方法により変更予定日の1ヶ月前までに提供者に通知するものとする。
2. 提供者は、お客様が前項に従った通知を怠ったことにより、お客様が通知の不到達その他の事由により損害を被った場

第5条 (利用期間)

1. 本サービスの利用期間は、本サービス用設備の設置が完了したことを証する書面に記載された日付の翌日（以下「利用開始日」という）から、利用開始日の属する月（以下「利用開始月」という）を1ヶ月目とした12ヶ月目の末日までとする。但し、提供者が定める方法により契約期間満了日の1ヶ月前までにお客様又は提供者から別段の意思表示がないときは、利用契約は利用期間満了日の翌日からさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後もまた同様とする。
2. 提供者は、本サービスの利用期間満了日の1ヶ月前までに、お客様に利用契約の変更内容を通知することにより、更新後における本サービスの種類、内容及び利用料金その他利用契約の内容を変更することができるものとする。

第6条 (利用料及び支払い)

1. お客様は、本サービスの利用の対価として、申込確認書に記載の利用料金（以下「利用料金」という）及び利用料金にかかる消費税相当額を提供者に支払うものとする。
2. お客様は、本サービスを利用する月の前月の提供者が指定する日までに利用料金を支払うものとする。但し、利用開始月及びその翌月分の利用料金については、利用開始月の翌々月分と合わせて、利用開始月の翌月の提供者が指定する日までに支払うものとする。
3. お客様は、利用期間内において1ヶ月に満たない月がある場合は、当該月の暦日による日割り計算にて利用料金を支払うものとする。

第7条 (延滞利息)

1. お客様が、本サービスの利用料金その他の利用契約等に基づく債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、お客様は、所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年14.6%の利率で計算した金額を延滞利息として、本サービスの料金その他の債務と一括して、提供者が指定する期日までに提供者の指定する方法により支払うものとする。
2. 前項の支払に必要な振込手数料その他の費用は、お客様の負担とする。

第8条 (契約者設備の設定・維持)

1. お客様は、自己の費用と責任において、提供者が定める条件にて契約者設備を設定し、契約者設備及び本サービス利用のための環境を維持するものとする。
2. お客様は、本サービスを利用するにあたり自己の責任と費用をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して契約者設備をインターネットに接続するものとする。
3. 契約者設備、前項に定めるインターネットの接続並びに本サービス利用のための環境に不具合がある場合、提供者はお客様に対して本サービスの提供の義務を負わないものとする。

第9条 (ID及びパスワードの管理)

1. お客様は、利用契約成立後に提供者がサービス利用者に付与するID及びパスワードの管理責任を負うものとする。
2. お客様は、ID及びパスワードを第三者に利用させたり、貸与、譲渡、名義変更、売買、質入等をしてはならないものとする。
3. お客様によるID及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任はお客様が負うものとし、提供者は一切責任を負わないものとする。
4. お客様は、ID及びパスワードの盗難があった場合、ID及びパスワードの失念があった場合又はID及びパスワードが第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちに提供者にその旨を連絡するとともに、提供者からの指示がある場合にはこれに従うものとする。

第10条（ソフトウェア）

1. 提供者は、お客様に対し、提供者が必要と判断したソフトウェアへのアクセス権限として、IDとパスワードを付与するものとする。
2. 本サービスにおけるアクセス権限は、提供者が管理するサーバー上において、お客様がオブジェクトコード形式のまま当該ソフトウェアを使用する非独占的な権限とする。
3. お客様は、当該ソフトウェアを方法の如何を問わずコピーし又は目的外に使用しないことに同意するものとする。
4. お客様は、提供者がお客様に対しアクセス権限を付与するソフトウェアは、一般的なウェブブラウザ等のツールを使って利用するものであり、提供者が本サービス利用のためのソフトウェア等を譲渡するものではないことに同意するものとする。
5. 提供者が必要と判断した場合には、提供者はお客様に通知することなく、いつでも当該ソフトウェアの内容を変更することができるものとする。
6. お客様は、当該ソフトウェアの利用には注意をもって行うものとし、利用のための操作及び結果についてはすべてお客様が責任を負うものとする。また、お客様の不適切な操作の結果、当該ソフトウェアが停止又は毀損した場合、お客様は提供者に対して損害賠償を行うものとする。
7. お客様は、提供者がお客様に対してソフトウェアの使い方に対する質問の応答等のサポートについて、電子メール・Fax又は電話に限定して行うことを承諾するものとする。

第11条（バックアップ）

お客様は、お客様等が本サービスにおいて提供者に提供、伝送するデータ等について、お客様は自らの責任で同一のデータ等をバックアップして保存しておくものとし、提供者はかかるデータ等の保管、保存、バックアップ等に関して、一切責任を負わないものとする。

第12条（個人情報の保護）

1. お客様及び提供者は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいう。以下同じとする。）を、本サービスの利用目的の範囲内でのみ

使用し、第三者に開示又は漏洩しないものとするとともに、個人情報に関して個人情報の保護に関することを含め関連法令を遵守するものとする。

2. 本サービス利用のため提供者がお客様より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報は、前項に定める他、申込確認書記載の提供者の会社法上の子会社の取扱う商材のご案内のため、使用することができるものとする。
3. 本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとする。

第13条（著作権等）

本ソフトウェア及び本ソフトウェアに付属するマニュアルなど関連書類の著作権及びその他一切の知的財産権は提供者に帰属するものとする。

第14条（禁止事項）

お客様は、本サービスの利用において、次の各号の内容に該当する行為をしないものとする。

- ①詐欺行為、その他犯罪に結びつく行為
- ②他人の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為
- ③他人の肖像権、プライバシーを侵害する行為
- ④提供者のサービス業務の運営・維持に支障を与える行為
- ⑤第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- ⑥利用契約等に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為
- ⑦提供者と同種又は類似の業務を行う行為
- ⑧その他、法令若しくは公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為
- ⑨本ソフトウェアの修正、変更、改変等

第15条（紛争解決）

お客様におけるサービス利用に関し、顧客、若しくは他の第三者から提供者に対して何らかの請求がなされるか若しくは訴えが起訴される等の紛争が生じた場合、お客様は、自己の責任と費用負担で当該紛争を処理解決するものとし、提供者には一切迷惑をかけないものとする。

第16条（サービスの提供）

1. 本サービスの内容は、提供者がその時点で合理的に提供可能なものとする。
2. 提供者は、理由の如何を問わず、お客様に事前の通知することなく、本サービスの内容の全部又は一部の変更、追加及び廃止をすることができるものとする。但し、本サービスの全てを廃止する場合には、提供者が適当と判断する方法で、お客様に事前にその旨を通知するものとする。

第17条（再委託）

提供者は、お客様に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を提供者の判断にて第三者に再委託することができるものとする。この場合、提供者は、当該再委託先（以下「再委託先」という）に対し、第12条（個人情報の保護）及び第21条（秘密保持）のほか当該再委託業務遂行について利用

契約等所定の提供者の義務と同等の義務を負わせるものとする。

第18条（設備の修理又は復旧）

1. 本サービスの利用中に、お客様が本サービス用設備又は本サービスに異常を発見したときは、お客様は契約者設備に故障がないことを確認の上、提供者に修理又は復旧の旨を要求するものとする。
2. 提供者は、提供者の設備若しくはサービスに障害を生じ、又はその設備が滅失したことを提供者が知ったときは、速やかにその設備を修理・復旧するものとする。

第19条（非常事態が発生した場合等の利用制限）

1. 提供者は、天災、事変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、「電気通信事業法」第8条で定める重要通信を確保するためにお客様に事前に通知することなく、お客様に対する本サービスの提供の全部又は一部を中止する措置をとることができるものとする。
2. 提供者は、前項に基づく本サービスの提供の中止によって生じたお客様及び第三者の損害につき一切責任を負わないものとする。

第20条（サービスの中止・停止）

1. 提供者は、前条にて定める法律上の要請の如何にかかわらず、天災、事変、その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがある場合、提供者のシステムの保守を定期的に若しくは緊急に行う場合又は提供者が設置する電気通信設備若しくはソフトウェアの障害その他やむを得ない事由が生じた場合、提供者の判断により本サービスの全部又は一部を中止又は停止することができるものとする。
2. 提供者は、前項に基づく本サービスの提供の中止又は停止によって生じたサービス利用者及び第三者の損害につき一切責任を負わないものとする。

第21条（秘密保持）

お客様及び提供者は、相手方の書面による事前の承諾なくして、利用契約に関連して知り得た相手方固有の業務上、技術上、販売上の秘密情報を第三者に開示、漏洩しないものとする。なお、秘密情報を相手方に開示する場合には、秘密である旨の表示をするものとする。但し、次の各号に該当する情報については、秘密情報から除くものとする。

- ①開示の時点ですでに公知のもの、又は開示後秘密情報を受領した当事者（以下「受領者」という）の責によらずして公知となったもの
- ②受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
- ③開示の時点で受領者がすでに保有しているもの
- ④開示された秘密情報によらずして、独自に受領者が開発したもの

第22条（お客様による解約）

1. お客様は、利用契約を解約する場合、解約希望日の3ヶ月前までに提供者が定める方法により提供者に通知することに

より、解約希望日をもって利用契約を解約することができるものとする。

2. お客様は、前項に定める通知が提供者に到達した時点において未払いの利用料金等又は支払遅延損害金がある場合には、直ちにこれを支払うものとする。
3. 契約期間の途中で解約する場合、お客様は支払遅延損害金を含む、解約日までの利用料金等の全額及び解約日の翌日から契約満了日までの未経過期間利用料金等の100%を提供者に支払うものとする。

第23条（提供者による解約）

1. 提供者は、お客様が次の各号のいずれか一つにでも該当した場合は、何ら通知・催告を要せず、直ちに本サービスの提供を一時中断し、若しくは利用契約を解約することができるものとする。
 - ①手形又は小切手が不渡りとなったとき
 - ②差押え、仮押え、仮処分若しくは競売の申し立てがあったとき
 - ③破産、会社更生手続開始若しくは民事再生手続の申し立てがあったとき又は清算に入ったとき
 - ④解散又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
 - ⑤利用契約の成立後に第9条各号のいずれかに該当することが判明したとき
 - ⑥反社会的勢力の構成員もしくは関係者であることが判明したとき
 - ⑦本規約又は利用契約の条項に違反したとき
 - ⑧本規約以外の提供者との契約につき、お客様の責に帰すべき事由により提供者から解約されたとき
2. 提供者は、前項各号にかかわらず、利用契約の継続が困難と認めたときは、お客様に対し、書面による催告の上、利用契約を解約することができるものとする。
3. 提供者は、事由の如何を問わず、書面で相手方に通知することにより、直ちに利用契約を解約することができるものとする。

第24条（契約終了後の措置）

利用契約の終了後も本規約第10条3号、第15条、第21条、本条乃至第26条の各規定については、引き続き効力を有するものとする。

第25条（損害賠償の制限）

債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービス又は利用契約等に関して、提供者がお客様に対して負う損害賠償責任の範囲は、提供者の責に帰すべき事由により又は提供者が利用契約等に違反したことが直接の原因でお客様に現実に発生した通常の損害に限定され、損害賠償の額は以下に定める額を超えないものとする。

- ①当該事由が生じた月の前月末日から初日算入にて起算して、過去12ヶ月間に発生した当該本サービスに係わる料金の平均月額料金（1ヶ月分）
- ②当該事由が生じた月の前月末日から初日算入にて起算し

て本サービスの開始日までの期間が1ヶ月以上ではあるが12ヶ月に満たない場合には、当該期間（1ヶ月未満は切捨て）に発生した当該本サービスに係わる料金の平均月額料金（1ヶ月分）

- ③前各号に該当しない場合には、当該事由が生じた日の前日までの期間に発生した当該本サービスに係わる料金の平均日額料金（1日分）に30を乗じた額

第26条（免責）

1. 本サービス又は利用契約等に関して提供者が負う責任は、理由の如何を問わず前条の範囲に限られるものとし、提供者は、以下の事由によりお客様等に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとする。

- ①天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
- ②契約者設備の障害又は本サービス用設備までのインターネット接続サービスの不具合等お客様の接続環境の障害
- ③本サービス用設備からの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する損害
- ④提供者が第三者から導入しているコンピュータウィルス対策ソフトについて当該第三者からウィルスパターン、ウィルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウィルスの本サービス用設備への侵入
- ⑤善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備等への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受
- ⑥提供者が定める手順・セキュリティ手段等を契約者等が遵守しないことに起因して発生した損害
- ⑦本サービス用設備のうち提供者の製造にかかわらないソフトウェア（OS、ミドルウェア、DBMS）及びデータベースに起因して発生した損害
- ⑧本サービス用設備のうち、提供者の製造にかかわらないハードウェアに起因して発生した損害
- ⑨電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
- ⑩刑事訴訟法第218条（令状による差押え・捜索・検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分
- ⑪提供者の責に帰すべからざる事由による納品物の搬送途中での紛失等の事故
- ⑫再委託先の業務に関するもので、再委託先の選任・監督につき提供者に過失などの帰責事由がない場合
- ⑬その他提供者の責に帰すべからざる事由

2. 提供者は、お客様等が本サービスを利用することによりお客様と第三者との間で生じた紛争等について一切責任を負わないものとする。

第27条（広告配信）

提供元は、お客様の承諾を得て、本サービスを通じて、電子広告（電子チラシ）を配信することができるものとする。

第28条（準拠法）

利用契約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとする。

第29条（協議）

本規約に定めのない事項については、提供者とお客様がお互いに誠意をもって協議し解決を図るものとする。

第30条（合意管轄）

本規約及び利用契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

保守サポート契約約款

第1条（定義）

1. 申込書兼契約内容確認書（以下「申込確認書」という）に記載のお客様を「お客様」という。
2. 申込確認書に記載の提供者を「提供者」という。
3. 以下の各号に定めるいずれかの商品のうち、申込確認書に記載の契約物件を「契約物件」という。
 - ①タッチパネル式営業支援システム
 - ②前号の他、提供者が認める商品
 - ③前各号の付属品

第2条（適用範囲）

本約款は、お客様が保守サポートの提供を希望した場合に、提供者がお客様に提供する保守サポート及びこれに付随する業務に適用するものとする。また、お客様は本約款に基づき提供者との間で本約款に基づく契約（以下「保守サポート契約」という）を締結するものとする。

第3条（約款内容の変更）

提供者は、お客様の承諾を得ることなく、本約款を変更することができるものとする。

第4条（有効期間）

保守サポートの利用期間は、契約物件の設置が完了した日の属する月（以下「利用開始月」という）を1ヶ月目とした12ヶ月目の末日までとする。但し、提供者が定める方法により有効期間満了日の1ヶ月前までにお客様又は提供者から別段の意思表示がないときは、保守サポート契約は利用期間満了日の翌日からさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後もまた同様とする。

第5条（中途解約）

提供者は、お客様に対して書面を以て通知することにより、保守サポート契約を終了することができるものとする。

第6条（審査）

お客様は、提供者所定の審査により適当と判断された場合に限り、保守サポートを利用できるものとする。

第7条 (料金)

お客様は、申込確認書に記載の金額（以下「保守料金」という）を支払うことにより、保守サポートの提供を受けるものとする。

第8条 (損害賠償)

お客様が本約款の各条項のいずれかに違反したことにより、提供者に損害が発生した場合、お客様は提供者の被った損害を賠償するものとする。

第9条 (保守サポート)

1. 提供者は、お客様に対して契約物件の保守に関する以下のサポート（以下「保守サポート」という）を提供するものとする。
 - ①契約物件設置時における契約物件の取扱に関する適切な指導。
 - ②契約物件の故障などによる部品交換。
2. お客様は、契約物件の取扱責任者を定め、提供者にその者の氏名、連絡先を通知するものとする。また、取扱責任者を変更した場合も同様とする。
3. 修理時に契約物件の部品を交換した場合、取り外した部品の所有権は提供者に帰属するものとする。
4. 提供者は、契約確認書若しくは契約物件一覧表に記載の設置場所（以下「設置場所」という）にて保守サポートを提供するものとする。なお、お客様が契約物件を設置場所以外に移設する場合には、事前に提供者に連絡するものとし、この場合、提供者又は提供者の指定するサービス技術者立ち会いのもと、お客様が自己の費用負担で行うものとする。
5. 保守サポートは、提供者の就業時間内に限り行われるものとする。

第10条 (保守サポート料金)

1. 保守サポートの料金は、申込確認書に記載のとおりとする。
2. 前条に定める保守サポート以外のサービスに関しては、別途定めるものとする。

第11条 (別途料金)

1. 提供者は、前条に関わらず、以下の事由に起因する契約物件の故障の修理については、別途料金を請求できるものとし、又、お客様の責に帰すべき事由により契約物件の破損、滅失が著しい場合は、保守サポートの提供を中止できるものとする。
 - ①お客様の不注意若しくは誤用、又は不十分な電源若しくは特殊な環境下での使用等、お客様の責に帰すべき事由に起因して生じた故障。
 - ②天災地変その他これに類する災害による故障。
 - ③提供者以外の者又は提供者が指定する第三者以外の者による改造、分解又は修理等に起因して生じた故障。
 - ④お客様が提供者に無断で契約物件を移設したこと起因して生じた故障。
2. お客様の要請に基づき、提供者が契約物件を移設又は撤去する場合、提供者はこれに要した費用の実費相当額を別途お客

様に請求することができるものとする。

3. 契約物件が離島及びこれに準ずる遠隔地に設置されている場合、提供者は提供者の規定に基づく出張費をお客様に請求することができるものとする。
4. 第9条第5項に関わらず、お客様のやむを得ない事情により提供者の就業時間外に保守サポートを実施した場合、提供者は提供者所定の別途料金をお客様に請求することができるものとする。

第12条 (保守サポートの停止)

次の各号のいずれかに該当したと提供者が認めたときは、提供者は何等の通知催告を行うことなく保守サポートの提供を停止することができるものとする。

- ①お客様が契約物件の使用を中止したとき。
- ②お客様が、保守料金若しくはその他の提供者に対する支払を遅延したとき。
- ③保守サポート契約が解約又は解除されたとき。
- ④その他、提供者が必要と認めたとき。

第13条 (支払い)

1. お客様は、保守サポートの利用の対価として、申込確認書に記載の利用料金（以下「利用料金」という）及び利用料金にかかる消費税相当額（以下、利用料金と併せて「利用料金等」という）を提供者に支払うものとする。
2. お客様は、保守サポートを利用月の前月の提供者が指定する日までに利用料金等を支払うものとする。
3. お客様は、利用期間が1ヶ月に満たない月であっても、1ヶ月分の利用料金等を支払うものとする。

第14条 (第三者委託)

提供者は、保守サポートの提供を第三者に委託することができるものとする。

第15条 (遅延損害金)

提供者は、お客様が保守サポート契約に基づく債務の支払を遅延したときは、お客様に対し支払期日の翌日から完済に至るまで、1年を365日とする年率14.6%の割合による遅延損害金を請求することができるものとする。

第16条 (期限の利益の喪失)

お客様が次の各号のいずれかに該当した場合、当然に期限の利益を喪失し、提供者に対する債務を直ちに支払わなければならないものとする。

- ①差押、仮差押、仮処分若しくは競売の申立を受け、又は公租公課滞納による処分を受けたとき。
- ②会社更生手続の開始、民事再生、破産若しくは競売を申し立てられ、又は自ら民事再生の開始、提供者更生手続の開始若しくは破産の申立をしたとき。
- ③解散決議をしたとき。
- ④支払停止、若しくは支払不能に陥ったとき、又は手形・小切手の不渡りにより金融機関から取引停止の処分を受けたとき。

- ⑤資産、信用、支払能力等に重大な変更を生じたと提供者が認めたとき。
- ⑥法人格、役員又は幹部社員が民事訴訟及び刑事訴訟の対象（捜査報道がされた場合を含む。）となったとき。
- ⑦反社会的勢力の構成員もしくは関係者であることが判明したとき。
- ⑧その他本約款、又はこれに付随して締結する契約の各条項に違背したとき。

第25条（信義誠実の原則）

本約款に規定なき事項及び本約款の解釈に疑義が生じた場合には、信義誠実を旨とし両者協議の上解決するものとする。

以上

第17条（解除）

1. お客様が前条各号のいずれかに該当した場合、提供者は何等の通知催告を行うことなく保守サポート契約を解除することができるものとする。
2. 前項の解除に伴い、提供者はお客様に対し、何ら損害賠償及び損失補償の義務を負わないものとする。

第18条（不可抗力）

天災地変、暴動、ストライキ、輸送機関の事故その他の不可抗力により、本約款に基づく提供者の債務の一部若しくは全部につき履行不能が生じた場合、提供者はその責を負わないものとする。

第19条（権利義務譲渡の禁止）

お客様は、本約款に基づく一切の権利義務を提供者の書面による事前の承諾なくして第三者に譲渡、又は担保に供してはならないものとする。

第20条（譲渡・解約等の通知）

1. お客様は、契約物件の使用を停止する場合には、使用停止日の1ヶ月前までに、提供者に報告する義務を負うものとする。
2. お客様は、前項の使用停止日までに未払いの保守料金があった場合、本約款の定めに関わらず、提供者に対して直ちに支払う義務を負うものとする。

第21条（利用目的）

お客様は、自己の事業において継続的に利用するために保守サポート契約を締結していることを確認する。

第22条（債権譲渡）

お客様が本約款に基づき提供者に対して負う債務を、弁済期が到来しているにも関わらず提供者に支払わない場合、提供者はお客様に対して有する債権を第三者に譲渡することができるものとする。

第23条（契約費用）

お客様と提供者は、印紙税、その他本約款に基づく契約締結に要する費用を折半して負担するものとする。

第24条（合意管轄）

保守サポート契約に関して、訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とするものとする。